

議案第 1 4 1 号

建設工事請負変更契約の締結について 〔公共八橋地区(30-1工区)工事〕

平成30年5月22日に当初契約を行った本工事について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1 現契約

- (1) 工 事 名 公共八橋地区(30-1工区)工事
- (2) 工 事 場 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋
- (3) 工 事 期 間 平成30年5月22日～平成30年12月28日
- (4) 契 約 金 額 一金 44, 161, 200円
- (5) 契 約 内 容 下水道管渠施設(下水道管、マンホール等)の新設
- (6) 契約の相手方 株式会社 若松組 代表取締役 川瀬 光知夫

2 変更内容

変更前	(3) 工事期間 平成30年5月22日～ <u>平成30年12月28日</u> (4) 契約金額 一金 <u>44, 161, 200円</u>
変更後	(3) 工事期間 平成30年5月22日～ <u>平成31年1月31日</u> (4) 契約金額 一金 <u>76, 103, 280円</u>

備考 変更部分は、下線の部分である。

3 変更理由

工法の変更協議並びに占用許可に時間を要し、交通誘導員及び規制車の増加並びに既設舗装が当初設計より厚く施工量及び投棄料が増加したため。

平成30年12月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和